

東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業

**事業契約書（案）**

平成 15 年 [ ] 月 [ ] 日

東京大学

[ 事業者 ]

## 目 次

[ 目次を挿入します。 ]

# 事業契約書(案)

## 前文

- 1 東京大学(以下「大学」という。)は、[大学における教育、研究環境の向上のため]に東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設(以下「本件施設」といい、第1条において定義される。)の整備を行う事とした。
- 2 大学は本件施設の整備の実施にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」た。 咫 j - 倬 又 文

- 維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税 円
5. 契約保証金 免除
6. 支払条件 別途事業契約書中に記載のとおり

上記事業について、発注者と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 15 年 月 日

発注者

住所 東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号

氏名 支出負担行為担当官 東京大学事務局長 梶野 慎一

\* 平成 14 年 6 月 25 日の閣議決定に基づき国立大学が法人化された場合は、本契約の発注者の名義を変更する予定である。

事業者

住所

氏名

大学と事業者は、本件事業に関して、以下のとおり事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1章 用語の定義

### （定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次の通りとする。

1. 「維持管理期間」とは、平成18年4月1日から平成30年3月末日までの期間をいう。
2. 「維持管理業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
  - 建物保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）
  - 設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）
  - 外構維持管理業務（点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む）
  - 清掃業務（建物内部及び外部、敷地内並びにガラスの清掃業務）
  - 保安警備業務
  - 植栽維持管理業務
3. 「請負者」とは、[企業名]からなる建設企業（共同体）をいう。
4. 「応募者提案」とは、事業者が本件事業の入札手続において大学に提出した入札提案書類、大学からの質問に対する回答書及び基本協定書締結までに提出したその他一切の書類をいう。
5. 「基本協定書」とは、前文第3項に定義された通りの意味を有する。
6. 「サービス購入費」とは、第47条及び別紙10（サービス購入費の金額と支払スケジュール）に基づき大学が事業者に対して支払う金銭をいい、本件施設の設計、工事監理及び建設に係る対価（以下「施設整備費相当」という。）と維持管理業務に係る対価（以下「維持管理費相当」という。）から構成されるものをいう。
7. 「事業期間」とは、本契約書の締結日から本契約の終了する日（維持管理期間の満了日である平成30年3月31日又は中途解除の日）までをいう。
8. 「事業者」とは、前文第3項に定義された通りの意味を有する。
9. 「事業年度」とは、維持管理期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
10. 「従事職員」とは、第42条に定義された通りの意味を有する。
11. 「出資者」とは、事業者に対して出資を行い、その株式を保有する者をいう。
12. 「設計企業」とは、「企業名」をいう。
13. 「設計図書」とは、施工図の作成の基となる実施設計図面、工事工程表その他の別紙3



(本件事業の概要)

第 5 条 本件事業は、本件施設の設計及び建設、本件施設のしゅん功時における本件施設

5 事業者は、別紙3(設計に伴う提出図書)に示された本件施設の設計図書を大学に提出し、大学の確認を受けなければならない。ただし、大学はかかる確認の実施を理由として何らの責任を負担するものではない。

(設計の変更)

第8条 大学は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わずかつ民間事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、本件施設の設計変更を求めることができる。この場合、事業者は、独兄犍俞

00000000

0000



た上で事業者に対してその説明を求めることができるものとし、またその他の書類の提出を求めることができるものとする。

- 2 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び大学による確認の実施につき大学に対して最大限の協力を行うものとし、また設計者をして、大学に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 大学は、前 2 項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

(設計の完了)

第 11 条 事業者は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、大学にそれぞれ別紙 3 (設計に伴う提出図書) に規定する設計図書を提出しその説明を行わなければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。なお、設計図書の提出は別紙 1 (日程表) の日程に従うものとする。

- 2 大学は、提示された設計図書が本契約、入札説明書、応募者提案又は大学と事業者の打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、若しくは提示された設計図書では本契約、入札説明書及び応募者提案において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、事業者の負担において修正することを求めることができる。
- 3 事業者は、大学からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに設計図書の修正を行い、修正点について大学に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合等を発見した場合も同様とする。
- 4 事業者が本条に従い提出した設計図書のうち、工事費概算書は、本契約に特に定める場合を除き、大学及び事業者を拘束するものではない。

#### 第 4 章 本件施設の建設

(本件施設の建設及び整備)

第 12 条 事業者は、請負者をして、日本国の法令を遵守の上、本契約、基本協定書、入札説明書、要求水準書及び応募者提案に従い、本件施設の建設工事及び整備工事を施工させるものとする。

- 2 仮設、施工方法その他本件施設を完成するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めるものとする。

(施工計画書等)

第 13 条 事業者は、請負者をして、別紙 4 (着手時の提出図書) に規定する書類を、本件

施設の工事の着手前に大学に提出させるものとする。

- 2 事業者は、請負者をして、工事工程表を作成し、大学に提出の上、これに従って工事を遂行させるものとする。
- 3 事業者は、請負者をして、本件施設の工期中、工事現場に常に工事記録を整備させなければならない。
- 4 事業者は、請負者をして、別紙 5（施工時の提出図書）に規定する書類を施工時に大学に提出させるものとする。
- 5 大学は、事業者から施工体制台帳（建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工台帳をいう。）及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

（第三者への委託等）

- 第 14 条 事業者は、本件施設の建設を請負者に委託又は請負わせるものとし、事前に大学の承諾を得た場合を除き、請負者以外の者に、本件施設の建設の全部又は大部分を委託し、又は請負わせてはならない。ただし、事業者は、各業務工程の着手前に大学へ届け出ることにより、本件施設の建設工事の一部を第三者に委託し、又は下請人を使用することができる。下請人が第三者への委託をする場合又は下請人を使用する場合も同様とする。
- 2 受託者及び請負者（下請負者を含む。）の使用は全て事業者の責任において行うものとし、受託者又は請負者その他の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（工事監理者）

- 第 15 条 事業者は、本件施設の建設に着工する前に工事監理者を設置し、速やかに当該工事監理者の名称を大学に対して通知するものとする。なお、建設の請負者が工事監理者になることはできない。
- 2 大学は、事業者を通じて工事監理者に随時報告を求めることができるものとし、また事業者は、工事監理者をして事業者を通じて大学に定期的に報告を行わせるものとする。

（本件施設の建設に関する許認可及び届出等）

- 第 16 条 事業者は、本件施設の建設に関する本契約上の義務を履行するために必要となる一切の許認可を、自己の責任及び費用において取得する。
- 2 事業者が大学に対して協力を求めた場合、大学は事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
  - 3 大学が事業者に対して協力を求めた場合、事業者は大学による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(建設場所の管理)

第 17 条 本件施設の建設及び整備場所の管理は、事業者が善良なる管理者の注意義務をもって行う。

2 事業者は、工事現場における安全管理及び警備等に努めるものとする。

3 本件工事の施工に関し、労働者が災害を被り又は建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、不可抗力事由に起因する追加費用として大学が負担する場合を除き、当該追加費用は事業者が負担する。

(建設に伴う各種調査)

第 18 条 事業者は、本件施設の建設を含む本件施設の整備のために大学が行った測量及び地質調査の結果に基づき、本件施設を建設及び整備するものとする。

2 大学が前項に従い実施した測量及び地質調査の誤謬等から発生する一切の責任は、大学がこれを負担するものとする。

3 事業者は、本件施設の建設を含む本件施設の整備に伴う各種調査等を行う場合、大学に事前に連絡し、その承諾を得た上で実施するものとする。

4 第 1 項及び第 3 項に定める地質調査等に加えて更に地質調査等を必要とする場合は、本契約締結後、事業者がその判断と費用により実施することができる。この場合、事業者が本件土地に関して現地調査を行う場合は、自らの責任においてこれを行うものとする。

(本件施設の建設及び整備に伴う近隣対策)

第 19 条 事業者は、本契約締結日から建設工事の着工までの間に、自己の責任及び費用において、合理的に要求される範囲の近隣調整を実施する。

2 前項に定める近隣調整の実施について、事業者は、大学に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。

3 事業者は、大学の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として別紙 2 の事業概要書で示された事業計画の変更をすることはできない。

4 近隣調整の結果、事業者に生じた費用(しゅん功予定日が変更されたことにより発生する費用も含む。)については、事業者が負担するものとする。ただし、大学が設定した条件に直接起因するものについては大学が負担するものとする。

(契約保証金)

第 20 条 事業者は、本件施設の建設工事を確保するため、大学若しくは事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を事業者に締結させなければならない。

2 前項の履行保証保険の保険金額は、建設工事に相当する金額(設計費および工事監理

費を含む。)の10パーセント以上とし、有効期間は設計・建設期間全体とする。

- 3 事業者は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が締結される場合、保険金請求権に、第56条第1項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を、大学のために設定するものとする。かかる質権の設定の費用は、事業者が負担する。
- 4 事業者は、第1項の契約締結後、速やかに、かかる契約に基づく保険証券の原本を大学に提出するものとする。ただし、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を建設者に締結させた場合は、第2項に従い質権を設定すると同時に保険証券の原本を大学に提出するものとする。

(大学による中間確認及び建設現場立会い等)

第21条 大学は、本件施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、本件施設の建設について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は請負者に対して中間確認を求めることができるものとし、また建設現場において建設状況を立会いの上確認することができるものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する中間確認及び建設状況の確認の実施について、大学に対して最大限の協力を行うものとし、また請負者をして、大学に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、建設状況が本契約、入札説明書、要求水準書、設計図書又は応募者提案の内容を逸脱していることが判明した場合、大学は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 事業者は、工期中において事業者が行う、工事監理者が定める本件施設の検査又は試験について、事前に大学に対して通知するものとする。大学は、当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 5 大学は、本条に規定する立会い又は確認等の実施を理由として、本件施設の建設を含む本件施設の整検又辨琮砸!、y 柙惋 柳变学に桶躡空对セほ麼空するれに  
5 がて削育るが第醫運翠選鈿際并癘会い又で柳春一に対し設計図書状にz 眩鱧纏とて、卒鉦め入痢学ゴ柙
- 5 業者は学停に対 で柙しに揖 うも票
- 5 舎に対める粉中に設の検査又は試

3 事業者は、完了検査に対する大学の立会いの有無を問わず、大学に対して完了検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(大学による本件施設のしゅん功確認)

第 28 条 大学が事業者に対して工期の変更を請求した場合、大学と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。

- 2 不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として事業者が工期の変更を請求した場合、大学と事業者は協議により当該変更の当否を定めるものとする。ただし、大学と事業者の間において協議が整わない場合、大学が合理的な工期を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

( 本件施設の引渡し遅延による費用負担 )

第 29 条 大学の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、大学は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。この場合、大学は遅延損害金を負担しない。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の引渡しが遅延した場合、事業者は、本件施設引渡予定日から実際に本件施設が事業者から大学に対して引渡された日までの期間( 両日を含む。 ) において、本件施設費相当額につき年 8.25 パーセントの割合による金額に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない。

( 工事の中止 )

第 30 条 大学は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、本件施設の建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 大学は、前項に従い工事の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工期を変更することができる。また、大学は当該工事の一時中止が事業者の責めに帰すべき場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は事業者に損害を及ぼした場合は、その必要な合理的費用を負担し、又は損害を模

場合 7 餘 争 朦 絨 遥 俞 は



ことはできない。ただし、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 大学は、本件施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を大学が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 事業者は、請負者をして、大学に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、かかる保証書を建設者から徴求し大学に差し入れるものとする。当該保証書の様式は、別紙9（保証書の様式）に定める様式による。

## 第5章 本件施設の維持管理業務

（許認可及び届出等）

第36条 事業者は、本件施設の維持管理業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可を、自己の責任及び費用において取得する。

2 事業者が大学に対して協力を求めた場合、大学は事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

3 大学が事業者に対して協力を求めた場合、事業者は大学による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力する。

（近隣対策）

第37条 事業者は、自己の責任及び費用において、その実施する維持管理業務に関して、必要な場合、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、かかる近隣対策の実施について、大学は事業者に対して必要な協力を行う。

（第三者への委託）

第38条 事業者は、本件施設の維持管理を維持管理者に委託又は請負わせるものとし、事前に大学の承諾を得た場合を除き、維持管理者以外の者に、本件施設の維持管理の全部又は大部分を委託し、又は請負わせてはならない。

2 受託者及び維持管理者の使用は全て事業者の責任において行うものとし、受託者又は維持管理者その他の第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（本件施設の維持管理業務）

第39条 事業者は、維持管理業務期間中、自己の責任及び費用において、要求水準書に従って、本件施設の維持管理業務を遂行する。



2 要求水準書は、合理的な理由に基づき大学又は事業者が請求した場合において、大学と事業者が合意したときに限り、その内容を変更することができる。

(維持管理業務計画書の提出)

第40条 事業者は、各事業年度の本件施設の維持管理業務計画書を、当該事業年度が開始する30日前までに大学に提出し、その確認を受けなければならない。維持管理業務計画書の記載事項については、事業者と協議の上、大学が定めて事業者に対して通知するものとする。

(本件施設の修繕)

第41条 事業者が、自己の責任と費用において、年間維持管理業務計画書に記載のない模様替えなけ

通と筏、大A鷗勞 隣匯鷗 件蒙業 担 俊' 巴 晒 日 益 界' 肩 おい 狽 荅 ユカ 俊 困 手 務  
様替え 傍 担 俊 奮 辱 危 邊 前 味 獲 畢 卒 梶 茨 吮 の 磗 礎 人 き

知した上で、事業者に対して説明を求め、又は本件施設においてその維持管理状況を立会いの上確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき大学に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、本件施設の維持管理状況が要求水準書の内容を逸脱していることが判明した場合、大学は事業者に対してその是正を指導するものとし、事業者は第 44 条（業務報告書）に記載する業務報告書においてかかる指導に対する対応状況を大学に対して報告しなければならない。大学は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設の維持管理業務の、全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

（業務報告書）

第 44 条 事業者は、要求水準書に基づき、本件施設の維持管理業務状況を正確に反映した業務日誌、月報、半期及び年間報告書を業務報告書として作成するものとする。

2 前項に規定する業務報告書に記載すべき内容は、大学と事業者が協議の上、大学が定める

3 事業者は、第 1 項に基づき作成した業務日誌を、原則として作成日ごとに、大学に対して提出するものとする。

4 事業者は、第 1 項に基づき作成した月報を、作成月の翌月の 7 日までに、大学に対して提出するものとする。

5 事業者は、第 1 項に基づき作成した半期報告書を、毎年 10 月 7 日までに、大学に対して提出するものとする。

6 事業者は、第 1 項に基づき作成した年間総括書を、毎年 4 月 7 日までに、大学に対して提出するものとする。

（第三者に及ぼした損害等）

第 45 条 事業者は、本件施設の維持管理業務に際して、事業者の責めに帰すべき事由により、大学又は第三者に損害を与えた場合及び大学又は第三者に損害が生じた場合、大学又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。

2 本件施設の維持管理業務に伴い通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を及ぼした場合は、事業者がその損害を賠償しなければならない。

3 事業者は、第 1 項に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるために、本件施設の維持管理業務期間中は、別紙 6(事業者等が付保する保険)第 2 項に記載の保険に加入し、保険料を負担するものとする。

（維持管理業務開始の遅延）

第 46 条 本件施設の維持管理業務の開始が引渡日より遅延した期間について、大学は、サービス購入費の支払義務を負わないものとする。

## 第6章 サービス購入費の支払

### (サービス購入費の支払)

第47条 大学は、本契約の規定に従い、事業者に対して、別紙10(サービス購入費の金額と支払いスケジュール)に定める金額及びスケジュールに従い、サービス購入費を支払うものとする。

2 サービス購入費の計算は、施設整備費相当及び維持管理費相当に分割して計算するものとする。

3 大学は、事業者に対し、施設整備費相当の支払として金 円を別紙10(サービス購入費の金額と支払いスケジュール)に従い支払うものとする。

4 大学は、事業者に対し、維持管理費相当の支払として金 円を別紙10(サービス購入費の金額と支払いスケジュール)に従い支払うものとする。ただし、その支払額は第48条に従い改定されることがある。

### (サービス購入費の変更)

第48条 前条第1項にかかわらず、業務に対するサービス購入費の支払額は、別紙13(サービス購入費の支払額の改定について)に従って、改定される。

### (サービス購入費の減額)

第49条 業務報告書の記載等により、本件施設の維持管理業務について、大学が求める要求水準書の水準を満たしていない事項が存在することが大学に判明した場合、大学は別紙11(サービス購入費の減額の基準と方法)に従い、事業者に対して当該事項の是正を指導することができるものとし、また、事業者に対して支払うサービス購入費の額を減額することができるものとする。

### (サービス購入費の返還)

第50条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は大学に対して、当該虚偽記載がなければ大学が減額し得たサービス購入費の相当額を返還しなければならない。

2 前項の場合において、大学は、別紙11(サービス購入料の減額の基準と方法)に従い、サービス購入費の減額を行う。

## 第7章 契約期間及び契約の終了

( 契約期間 )

第 51 条 本契約は、締結の日から効力を生じ、平成 30 年 3 月 31 日をもって終了する。

2 事業者は、契約終了にあたっては、大学に対して、要求水準書記載の業務その他それに付随する業務のために本件施設を大学が継続使用できるよう本件施設の維持管理業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。

34 条の引渡し後は、本件施設の所有権は大学に留保されるものとする。

- 3 前項に従い本契約が終了した場合、大学は、事業者に対して、当該終了により事業者が被った損害を賠償する。この場合、本件施設の引渡が完了しているときには、大学はサービス購入費のうち施設整備費相当を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。

(大学による任意解除)

第 54 条 大学は、事業者に対して、180 日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく本契約を解除することができる。この場合、本件施設の引渡が完了しているときには、大学はサービス購入費のうち、施設整備費相当を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。また大学は事業者に対して、当該解除により事業者が被った一切の損害(逸失利益を含む。)を速やかに賠償する。

(大学及び事業者に帰責事由のない場合)

第 55 条 本契約の締結後における法令変更又は不可抗力により事業の継続が不能となった場合又は本契約の履行のために多大な費用を要する場合は、それぞれ第 9 章(法令変更)及び第 10 章(不可抗力)に従い本契約が終了する。

(損害賠償等)

第 56 条 本件施設の引渡し前に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、事業者は、大学に対して、本件施設の施設整備費相当額(割賦金利を除く。)の 100 分の 10 に相当する額を違約金として大学に対して支払わなければならない。

- 2 出来高部分が存在し、大学が当該出来高部分を解除の後に利用する場合には、事業者の費用負担により当該出来高部分を検査し、大学は、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、当該出来高部分に相応する代金を事業者に対して支払うことができる。この場合、大学は事業者に対して負う当該出来高部分に相応する代金債務を、事業者に対して有する前項に定める損害金請求権と、対当額で相殺することができる。

- 3 第 2 項の場合で、大学が出来高部分を買取らない場合には、事業者は、速やかに本件土地を原状に回復して大学に返還しなければならない。

- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、大学は、事業者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合においては、事業者は、大学の処分について異議を申し出ることができない。

- 5 本件施設の引渡し後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、大学はサービス購入費のうち、施設整備費相当を、解除前の支払スケジュールに従って支払う。事業者は違約金として、本件施設の維持管理費相当の 1 年間分の金額(解除の日が属する事業年度に適用される金額とする。)の 100 分の 20 を大学に対して支払うものとする。

る。

- 6 本件施設の維持管理業務開始後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷している場合、事業者は大学に対して必要な修繕費を支払うものとする。ただし、全壊、もしくは損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、大学の被る損害額が未払いのサービス購入費を上回る場合には、大学は、未払いのサービス購入費の支払期限が到来したものとみなして、かかるサービス購入費と損害額とを相殺することにより、残存するサービス購入費の支払義務を免れることができるものとする。なお、これにより大学のその余りの損害賠償の請求は、妨げられないものとする。
- 7 事業者は、第 52 条に基づく解除に起因して大学が被った損害額が第 1 項又は第 2 項の違約金の額を上回るときは、その差額を大学の請求に基づき支払わなければならない。

## 第 8 章 表明保証及び誓約

(事業者による表明保証及び誓約)

第 57 条 事業者は、大学に対して、契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者が、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
  - (2) 事業者による本契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本契約を締結し、履行することにつき法律上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続きを履践したこと。
  - (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が事業者に適用のある法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (4) 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
- 2 事業者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を大学に対して誓約する。
- (1) 事業者は、大学の書面による事前の同意なしに、大学に対して有する債権を第三者に譲渡し、又はこれに対して質権を設定その他担保提供しないこと。
  - (2) 事業者は、大学の書面による事前の同意なしに、本契約上の地位及び本件事業等について大学との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。

(大学による誓約)

第 58 条 大学は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、本件施設の維持管理業務に必要な大学の維持すべき許認可を維持することを事業者に対して誓約する。

## 第 9 章 法令変更

(通知の付与)

第 59 条 本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、本件施設が設計図書に従い建設若しくは整備できなくなった場合、本件施設が本契約、要求水準書で提示された条件に従って維持管理業務できなくなった場合又は本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを大学に対して通知するものとする。

2 大学及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、当該大学又は事業者は法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第 60 条 大学が事業者から前条第 1 項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、大学及び事業者は、当該法令変更に対応するために速やかに本件施設の設計、維持管理業務開始予定日、本契約、要求水準書の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から 120 日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、大学が法令変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙 12 (法令変更による追加費用分担規定) に記載する負担割合によるものとする。

(法令変更による契約の終了)

第 61 条 本契約の締結後における法令変更により、大学が本件事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、大学は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を終了することができる。

2 前項の場合において、本件施設が完成している場合には、その所有権は大学に移転ないし留保されるものとし、本件施設が未完成である場合には、大学は出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得、保持した上で、当該出来形部分に相

応する代金を事業者に対して支払うものとする。ただし、本件施設の建設進捗程度から見て本件土地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、大学は、事業者に対し、本件土地を大学の費用において原状回復するよう請求できる。

- 3 前 2 項の場合、大学はサービス購入費のうち施設整備費相当を、解除前の支払スケジュールに従って支払うものとするが、本件施設が未完成の場合には、大学の出来形検査により施設整備費の金額を調整するものとする。また、大学は事業者が維持管理業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとし、その支払方法は大学と事業者が協議の上決定するものとする。

## 第 10 章 不可抗力

### ( 通知の付与 )

第 62 条 本契約の締結日の後に不可抗力により、本件施設が設計図書に従い建設又は整備できなくなった場合、本件施設が本契約、要求水準書で提示された条件に従って維持管理業務ができなくなった場合又は本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを大学に対して通知しなければならない。

- 2 大学及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、大学又は事業者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

### ( 協議及び追加費用の負担 )

第 63 条 大学が事業者から、前条第 1 項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、大学及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本件施設の設計、維持管理業務開始予定日、本契約、要求水準書の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

- 2 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、大学が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本件事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙 8 ( 不可抗力による追加費用の負担割合 ) に記載する負担割合によるものとする。

### ( 不可抗力への対応 )

第 64 条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力



により本件施設への重大な損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書に従った対応を行うものとする。

(契約の終了)

第 65 条 第 63 条 (協議及び追加費用の負担) 第 1 項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合においては、大学は、第 63 条 (協議及び追加費用の負担) 第 2 項にかかわ

及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(関係者協議会)

第 68 条 本事業の適正な実施を図るため、大学と事業者が協議の上、大学及び事業者により構成される関係者協議会を設置する。関係者協議会に関する詳細は、大学と事業者が協議の上決定する。

(銀行団との協議)

第 69 条 大学は、本事業に関して事業者に融資する銀行団との間において大学が本契約に基づき事業者に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の銀行団への事前通知、担保権の設定及び実行並びに協議に関する事項につき、本契約とは別途定めるものとする。

(財務書類の提出)

第 70 条 事業者は、事業期間の終了に至るまで、毎会計年度ごとに会計年度の最終日より 3 ヶ月以内に、公認会計士又は監査法人の監査済財務書類を大学に提出し、かつ、大学に対して監査報告及び年間業務報告を行うものとする。なお、大学は当該監査報告及び年間業務報告を公開することができる。

(秘密保持)

第 71 条 大学及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び本事業に関して知り得た個人情報の内容を自己の役員及び従業員、自己の代理人・コンサルタント、又は出資者以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、

ては

- (1) 本件施設の内容を公表すること。
- (2) 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第73条 事業者は、本件施設に係る著作権法第2章及び第3章に規定する事業者の権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ大学の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

(著作権の侵害防止)



## 別紙 1 日程表

基本設計図書の開書 更延鑑 著 渚箕嗟魚

## 別紙 2 事業概要書

落札者の提案に基づいて記載します。

### 別紙3 設計に伴う提出図書（第7条関係）

#### 1 基本設計図書

##### 1) 建築（総合）

- 1 設計条件整理表
- 2 官公庁等打合せ記録
- 3 仕様概要書
- 4 仕上表
- 5 面積表及び求積表
- 6 敷地案内図
- 7 配置図
- 8 平面図（各階）
- 9 立面図（各面）
- 10 断面図
- 11 矩計図（主要部詳細）
- 12 その他必要図書
- 13 計画説明書
- 14 各種技術資料

##### 2) 建築（構造）

- 1 設計条件整理表
- 2 官公庁等打合せ記録
- 3 計画案
- 4 構造計画概要書
- 5 仕様概要書
- 6 その他必要図書
- 7 各種技術資料

##### 3) 電気設備

- 1 設計条件整理表
- 2 官公庁等打合せ記録
- 3 電気設備計画概要書
- 4 仕様概要書
- 5 その他必要図書
- 6 各種技術資料

##### 4) 機械設備

- 1 設計条件整理表

- 2 官公庁等打合せ記録
- 3 機械設備計画概要書
- 4 昇降機等設備計画概要書
- 5 仕様概要書
- 6 その他必要図書
- 7 各種技術資料

## 2 実施設計図書

### 1) 建築（総合）

- 1 官公庁等打合せ記録
- 2 仕様書
- 3 仕様概要書
- 4 仕上表
- 5 面積表及び求積表
- 6 敷地案内図
- 7 配置図
- 8 平面図（各階）
- 9 立面図（各面）
- 10 断面図
- 11 矩計図
- 12 展開図
- 13 天井伏図
- 14 平面詳細図
- 15 断面詳細図
- 16 部分詳細図
- 17 建具表
- 18 外構図
- 19 透視図
- 20 その他必要図書
- 21 各種技術資料

### 2) 建築（構造）

- 1 官公庁等打合せ記録
- 2 構造設計図
  - 伏図
  - 軸組図
  - 各部断面図



標準詳細図

各部詳細図

- 3 構造計画書
- 4 仕様書
- 5 その他必要図書
- 6 各種技術資料

3) 電気設備

- 1 官公庁等打合せ記録
- 2 仕様書
- 3 敷地案内図
- 4 配置図
- 5 受変電設備図
- 6 非常電源設備図
- 7 幹線系統図
- 8 動力設備系統図
- 9 動力設備平面図（各階）
- 10 弱電設備系統図
- 11 弱電設備平面図（各階）
- 12 火報等設備系統図
- 13 火報等設備平面図（各階）
- 14 屋外設備図
- 15 その他必要図書
- 16 各種計算書

4) 機械設備（給排水衛生）

- 1 官公庁等打合せ記録
- 2 敷地案内図
- 3 配置図
- 4 給排水衛生設備配管系統図
- 5 給排水衛生設備配管平面図（各階）
- 6 消火設備系統図
- 7 消火設備平面図（各階）
- 8 特殊設備系統図
- 9 特殊設備設計図
- 10 部分詳細図
- 11 屋外設備図
- 12 その他必要図書

- 13 各種計算書
- 5) 機械設備（空調換気）
  - 1 官公庁等打合せ記録
  - 2 敷地案内図
  - 3 配置図
  - 4 空調設備系統図
  - 5 空調設備平面図（各階）
  - 6 換気設備系統図
  - 7 換気設備配置図（各階）
  - 8 特殊設備設計図
  - 9 部分詳細図
  - 10 屋外設備図
  - 11 その他必要図書
  - 12 各種計算書
- 6) 機械設備（昇降機等）
  - 1 昇降機等設備図
- 7) 工事費概算書等
- 8) 確認申請関係図書
  - 1 建築（総合）
  - 2 建築（構造）
  - 3 電気設備
  - 4 機械設備（給排水衛生）
  - 5 機械設備（空調換気）
  - 6 機械設備（昇降機）

基本設計図書、実施設計図書とも、提出時の体裁、部数等については、別途大学の指示するところによる。

#### 別紙 4 着手時の提出図書

- 1 施工計画書
- 2 全体工程表
- 3 現場代理人・各種技術者届
- 4 建設業務実施体制表
- 5 その他必要図書

提出時の体裁、部数等については、別途大学の指示するところによる。

## 別紙5 施工時の提出図書

- 1 月間工事工程表
- 2 月間工事報告書
- 3 月間工事監理報告書

提出の時期、体裁及び部数等については、別途大学の指示するところによる。

## 別紙 6 事業者等が付保する保険等

### 1. 設計建設期間中の保険（第 33 条関係）

事業者は、建設期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。なお、下記の「付保の条件」は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

#### (1) 建設工事保険

保険契約者 : 事業者又は建設者

保険の対象 : 本件施設の建設工事

保険期間 : 建設工事着工日を始期とし、引渡予定日を終期とする。

保険金額（補償額）: 請負代金額

補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

#### (2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は建設者

保険期間 : 建設工事着工日を始期とし、引渡予定日を終期とする。

てん補限度額（補償額）: ・対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上  
・対物：1事故あたり1億円以上

補償する損害 : 工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したで  
保険・害 以上 保鍵で崧砸饭祺！ 大「付保の者 八 条

(1) 施設賠償責任保険

保険契約者 : 事業者

保険期間 : 維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする。(毎年度更新することでもよい。)

てん補限度額(補償額): ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上  
・対物: 1事故あたり1億円以上

補償する損害: 本件施設の所有、使用もしくは管理および本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : 50,000円以下

その他 : 大学を追加被保険者とすること  
交叉責任担保追加特約を付帯すること

(2) 維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者または維持管理者

保険期間 : 維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする。(毎年度更新することでもよい。)

てん補限度額(補償額): ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上  
・対物: 1事故あたり1億円以上

補償する損害: 維持管理業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : 50,000円以下

## 別紙 7 しゅん功に伴う提出図書（第 21 条関係）

- 1 完成通知書
- 2 しゅん工引渡書（完成用）
- 3 鍵及び工具引渡書
- 4 官公署・事業会社の許可書類一覧表
- 5 検査試験成績書
- 6 保守点検指導書
- 7 保証書
- 8 念書
- 9 消防法第 17 条の 3 の 2 の規定による検査済証
- 10 完成図（しゅん工図一式）
- 11 工事完成写真
- 12 保全に関する資料一式
- 13 建築主の要求による登記に関する書類
- 14 確認通知書
- 15 建築基準法第 18 条第 7 項の規定による検査済証
- 16 建築基準法第 12 条第 3 項の規定による届出書の副本
- 17 建築士法第 20 条第 2 項の規定による工事監理報告書
- 18 その他必要となる検査済証、届出書、報告書等
- 19 その他必要図書

提出時の体裁、部数等については、別途大学の指示するところによる。

## 別紙 8 不可抗力による追加費用の負担割合（第 30 条関係）

### 1. 建設・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、追加費用が発生した場合、追加費用額が設計建設期間中に発生した追加費用額の割合が設計者（建築主）と建設業者（建設会社）の間で分担される。設計者が設計・建設期間中に発生した追加費用額の割合が設計者（建築主）と建設業者（建設会社）の間で分担される。



## 別紙

ができない。

( 終了及び解約 )

第 5 条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

( 管轄裁判所 )

第 6 条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

( 準拠法 )

第 7 条 本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が 2 部作成され、保証人はこれに署名し、1 部を大学に差し入れ、1 部を自ら保有する。

平成 年 月 日

保証人

## 別紙 10 サービス購入費の金額と支払スケジュール

### 1 大学が支払うサービス購入費の構成

#### (1) 施設整備費相当

大学が維持管理期間中に支払う施設整備費相当は、入札参加者が提案する東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）の施設費相当を元本とし、入札参加者が提案する割賦金利及び期間 12 年の元利均等返済方式によって算出される事業年度ごとの元金償還額並びに金利（以下「割賦金利」という。）の合計額とする。

施設費相当は以下の費用から構成されるものとする。

事前調査業務費

設計費

建設工事費

工事監理費

周辺家屋影響調査及び対策費

電波障害調査及び対策費

各種申請等に要する費用

事業者の開業に要する費用

建中金利

事業者の資金調達に要する費用

その他施設整備に関して初期投資と認められる費用

東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）に関する割賦金利は東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）の引渡し日以降に発生するものとする。

#### (2) 維持管理費相当

大学が維持管理期間中に支払う維持管理費相当は、入札参加者が提案する本件施設の維持管理業務の対価として支払われる。

維持管理費相当は東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）に関する以下の業務に関する人件費、物件費、事業者の負担する消耗品費及び維持管理期間中の修繕・更新費並びに事業者の利益・運営費、公租公課及び保険料等（以下「その他費用」という。）からなるものとする。

建物保守管理業務

設備保守管理業務

外構維持管理業務

清掃業務

保安警備業務  
植栽維持管理業務

2 サービス購入費の金額及び支払いスケジュール等

(1) 割賦料の額及び支払スケジュール

回数	支払時期	支払金額（施設整備費相当）			消費税及び地方消費税相当額
		施設費相当	割賦金利	合計	
第1回	平成18年10月	円	円	円	円
第2回	平成19年4月	円	円	円	円
第3回	平成19年10月	円	円	円	円
第4回	平成20年4月	円	円	円	円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
第21回	平成28年10月	円	円	円	円
第22回	平成29年4月	円	円	円	円
第23回	平成29年10月	円	円	円	円
第24回	平成30年4月	円	円	円	円

注1：毎回の合計 と の合計額は均等となる。

(2) 維持管理費相当の額及び支払スケジュール

回数	支払時期	維持管理費相当	消費税及び地方消費税相当額
第1回	平成18年10月	円	円
第2回	平成19年4月	円	円
第3回	平成19年10月	円	円
第4回	平成20年4月	円	円
⋮	⋮	⋮	⋮
第21回	平成28年10月	円	円
第22回			

(2) 維持管理費相当の支払手続

大学は別紙 11 のモニタリングの結果、選定事業者の業務実施状況が要求水準を満たしておらず、維持管理費相当のサービス購入費が減額される場合、業務報告書提出後 14 日以内に選定事業者に対して当該月の減額ポイントを通知する。

大学は毎月の減額ポイントを 6 ヶ月間合計し、当該 6 ヶ月間終了後 15 日以内に減額ポイントに基づく維持管理費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額を選定事業者に通知する。

選定事業者は支払額の通知受領後速やかに大学に請求書を送付し、大学は請求書を受けた日から 30 日以内に維持管理費相当のサービス購入費を支払う。



- (1) モニタリングの結果、維持管理業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、対象業務に対応するサービス購入費の減額を行う。
- (2) 維持管理の業務期間を通じ、同一の対象業務において2回の減額措置を経た後、更に業務不履行（減額ポイントの発生）があった場合、大学は、選定事業者と協議の上、維持管理業務を行う者を変更させることがある。なお、サービス購入費の支払い対象期間の途中に維持管理業務を行う者を変更しても、期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。
- (3) 維持管理業務を行う者の変更後も対象業務の改善が認められず、サービス購入費の支払いの減額措置が行われる場合、又は維持管理業務を行う者の変更に応じない場合は、大学は6か月以内に契約を解除することができる。なお、サービス購入費の支払対象期間のうち、維持管理業務を行う者が変更した後の期間のみで減額が行われる基準に達した場合も当然に解除することができる。

### 3 減額の方法

#### (1) 減額の対象となる事態

維持管理業務が業務要求水準を満たしていないと確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、6か月分の減額ポイントが一定値に達した場合には、維持管理業務にかかる対象業務のサービス購入費の減額を行う。

維持管理業務が契約書に定める業務要求水準を満たしていない場合とは、以下に示す又は の状態と同等の事態をいう。

施設利用者が業務を行う上で明らかに重大な支障がある場合

施設利用者が業務を行うことはできるが、明らかに利便性を欠く場合

各業務について、又は の状態となる基準は以下のとおりとする。

施設利用者が業務を行う上で明らかに重大な支障がある場合の例

	業績監視の区分	重大な事象
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者の維持管理業務の不履行等を起因として研究者等の活動に重大な影響を及ぼす事態の発生</li> <li>・維持管理業務の故意による放棄</li> <li>・故意に大学との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等）等</li> </ul>
維持管理業務	建物保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検の未実施、故障等の放置、安全装置の不備による人身事故の発生等</li> </ul>

設備保守管理業務(設備



(2) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

大学は、定期モニタリング及び日常モニタリング、随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確定する。

事 態	減 額 ポ イ ン ト
施設利用者が業務を行う上で明らかに重大な支障がある場合	各項目につき20ポイント
施設利用者が業務を行うことはできるが、明らかに利便性を欠く場合	各項目につき2ポイント

< モニタリング及びサービス購入費の減額の流れ >

モニタリング

減額ポイント付与

## 別紙 12 法令変更による追加費用分担規定

	大学負担割合	事業者負担割合
本件施設等整備事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、「本件施設整備事業に直接関係する法令」とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

## 別紙 13 サービス購入費の支払額の改定について（第 48 条関係）

### 1 維持管理費相当の改定

事業期間中の物価変動に対応して維持管理費相当を改定する。

#### (1) 第 1 回及び第 2 回支払額の改定

事業契約締結日の属する月の指標と、平成 18 年 8 月の指標を比較し、3%を超える変動がある場合、第 1 回（平成 18 年 10 月）及び第 2 回（平成 19 年 4 月）の支払額を以下「改定率及び支払額の算出方法」に記載された算式に基づき改定する。

#### (2) 第 3 回以降の支払額の改定

##### 1) 第 1 回及び第 2 回の支払額が改定されていない場合の改定

第 1 回及び第 2 回の支払額が改定されていない場合、第 3 回（平成 19 年 10 月）以降の支払額に関しては、事業契約締結日の属する月の指標と、改定対象となる支払額が属する事業年度の 8 月の指標を比較し、3%を超える変動があるときに、当該事業年度の 10 月及び次事業年度の 4 月の支払額を「改定率及び支払額の算出方法」に記載された算式に基づき改定する。

##### 2) 第 1 回及び第 2 回の支払額が改定された場合の改定

第 1 回及び第 2 回の支払額が改定された場合、第 3 回（平成 19 年 10 月）以降の支払額に関しては、前回改定時の改定の基礎となった事業年度の 8 月の指標と、改定対象となる支払額が属する事業年度の 8 月の指標を比較し、3%を超える変動があるときに、当該事業年度の 10 月及び次事業年度の 4 月の支払額を「改定率及び支払額の算出方法」に記載された算式に基づき改定する。

## 2 改定率及び支払額の算出方法

### (1) 第1回及び第2回の支払額の改定

- ・  $P_i = P_{oi} \times (CSPI_{18} / CSPI_{15})$  但し、 $|((CSPI_{18} / CSPI_{15}) - 1)| > 3\%$

### (2) 第3回以降の支払額の改定

#### 1) 第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合の改定

- ・  $P_n = P_{oi} \times (CSPI_n / CSPI_{15})$  但し、 $|((CSPI_n / CSPI_{15}) - 1)| > 3\%$

#### 2) 第1回及び第2回の支払額が改定された場合の改定

- ・  $P_n = P_{r} \times (CSPI_n / CSPI_r)$  但し、 $|((CSPI_n / CSPI_r) - 1)| > 3\%$

- ・  $P_i$  : 改定後の第  $i$  回の維持管理費相当 ( $0 < i < 3$ )
- ・  $P_{oi}$  : 事業契約書に記載された第  $i$  回の維持管理費相当の支払額 ( $0 < i < 3$ )
- ・  $P_n$  : 改定後の第  $n$  年度 10 月及び第  $(n+1)$  年度 4 月の維持管理費相当の支払額  
( $n > 1$ )
- ・  $P_r$  : 前回改定時 (第  $r$  年度) における改定後の第  $r$  年度 10 月及び第  $(r+1)$  年度 4 月の維持管理費相当の支払額 ( $r - 1$ )
- ・  $CSPI_{18}$  : 平成 18 年 8 月の企業向けサービス価格指数「建物サービス」(物価指数統計月報・日銀調査統計局)(以下「価格指数」という。)
- ・  $CSPI_{15}$  : 事業契約締結日の属する月の価格指数
- ・  $CSPI_n$  : 改定対象の維持管理費相当が属する事業年度 (第  $n$  年度) の 8 月の価格指数  
( $n > 1$ )
- ・  $CSPI_r$  : 前回改定時の改定の基礎となった事業年度 (第  $r$  年度) の 8 月の価格指数  
( $r - 1$ )

なお、上記改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。